

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバの開発について（事務の追加）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、外部結合、業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課、保護担当課、
子ども家庭部子ども家庭課、
総合政策部情報システム課）

事業の概要

事業名	<p>団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバの整備</p> <p>※追加する事務 ①外国人生活保護事務、②新宿区子ども医療費助成事業</p>
担当課	<p>生活福祉課及び保護担当課、子ども家庭課、情報システム課</p> <p>※追加する事務の担当課 ①生活福祉課及び保護担当課、②子ども家庭課</p>
目的	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第2及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「利用条例」という。）第3条・第4条に定める事務に係る情報利用・連携を可能とする。</p> <p>※追加する事務の目的</p> <p>①外国人生活保護事務の実施のため</p> <p>②従来の健康保険証廃止に伴う、個人番号利用による健康保険証情報の確認</p>
対象者	<p>別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者</p> <p>※追加する事務の対象者</p> <p>①外国人生活保護受給者</p> <p>②「新宿区子どもの医療費の助成に関する条例」第3条に規定する助成を受ける資格のある子ども</p>
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、社会保障・税番号制度の導入に伴い、番号法別表第2及び新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例第3条・第4条に定める事務に係る情報利用・連携を可能とするため、団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバを開発し、運用している（平成27年度第9回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）。</p> <p>この度、以下のとおり、規則を改正し①及び②事務を新たに追加する。</p> <p>（1）外国人生活保護事務は、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている。そのため、利用条例による規定が存在する場合を除き、マイナンバーの利用範囲の対象外となることから、厚生労働省社会局長通知に基づき、処理を行ってきた。</p> <p>今回、厚生労働省より、「身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令による生活保護法施行規則の改正について」の通知が発出され、保護開始の申請、就労自立給付金の支給の申請又は進学準備給付金の支給における記載事項の規定に個人番号を列挙することで、申請者本人から個人番号を求めることが、明確化された。今後は、規則改正をし、番号法別表第1に記載されている、「就労自立給付金」、「進学準備給付金」及びその他の事務について、区独自の個人番号利用事務を追加する。</p> <p>（2）子ども医療費助成事業について、国は、令和6年秋にマイナンバーカードと健康保険証を一体化させ、従来の健康保険証を廃止する方針を決めた。これにより、区が行っている、子どもに係る医療費の自己負担分を助成することを目的とした、子ども医療費助成事業において、健康保険証による資格確認ができなくなることから、今後は、個人番号利用による資格確認を行う必要があるため、新たに区独自の個人番号利用事務を追加する。</p> <p>また、団体内統合宛名等システムを活用して、条例に基づく医療証の受給者である、子どもの健康保険証情報を取得するため、個人番号を利用した情報連携により、庁内連携を行う。</p>

	<p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容 新たな個人番号利用事務及び事務処理に必要な庁内連携情報項目を追加する。</p> <p>3 対象者数</p> <ul style="list-style-type: none">① 664人 (令和5年10月末時点)② 35,956人 (令和5年10月末時点)
--	--

件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバの開発について(事務の追加)

※太字ゴシック(下線)が、平成27年度第9回情報公開・個人情報保護審議会報告済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	生活福祉課及び保護担当課、子ども家庭課、 情報システム課 ※追加する事務の担当課 ① 生活福祉課及び保護担当課 、② 子ども家庭課
登録業務の名称	番号法別表第2及び利用条例に係る情報連携 ※追加する事務 ① 外国人生活保護事務 、② 新宿区子ども医療費助成事業
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	1 個人の範囲 別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の住民基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者 ※追加する事務の対象者 ① 外国人生活保護受給者 ② 「新宿区子どもの医療費の助成に関する条例」第3条に規定する助成を受ける資格のある子ども 2 追加する記録項目 資料65-1及び資料65-2のとおり ※内閣官房が定める団体内統合宛名等システムと新宿区自治体中間サーバとの情報連携に必要な情報項目(データ標準レイアウト) 3 記録するコンピュータ 団体内統合宛名等システム、新宿区自治体中間サーバ
新規開発・追加・変更の理由	① 外国人生活保護事務を適正に実施するにあたり、「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」について、区独自の個人番号利用事務を追加する必要があるため。 ② これまで、条例に基づく医療証の発行に関しては、健康保険証の写しの提出により助成資格を確認していたが、令和6年秋以降、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させ、従来の健康保険証が廃止されることから、個人番号を利用した情報連携により、健康保険証情報を取得する必要があるため。
新規開発・追加・変更の内容	① 「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」について、区独自の個人番号利用事務を追加する。 ② 団体内統合宛名等システムを活用して、条例に基づく医療証の受給者である子どもの個人番号を利用した情報連携により、健康保険証情報を取得する。 取得した健康保険証情報を児童福祉システム(医療費助成システム)に入力し、助成資格のある者に医療証を交付する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和6年10月 情報連携開始(予定)

**件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う新宿区自治体中間サーバとの外部結合
について(事務の追加)**

※太字ゴシック(下線)が、平成27年度第9回情報公開・個人情報保護審議会報告済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	生活福祉課及び保護担当課、子ども家庭課、情報システム課 ※追加する事務の担当課 ①生活福祉課及び保護担当課、②子ども家庭課
登録業務の名称	別表第2及び利用条例に係る情報連携
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者 ※追加する事務の対象者 ①外国人生活保護受給者 ②「新宿区子どもの医療費の助成に関する条例」第3条に規定する助成を受ける資格のある子ども 2 追加する情報項目 資料65-1及び資料65-2のとおり ※ 内閣官房が定める団体内都合宛名等システムと新宿区自治体中間サーバとの情報連携に必要な情報項目(データ標準レイアウト)
結合の相手方	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)
結合する理由	社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成29年7月より、番号法第21条第1項に基づき総務大臣が設置する「情報提供ネットワークシステム」を介した他自治体との情報連携を行うこととなったため、外部結合を行う。
結合の形態	地方公共団体を相互に接続する行政専用の総合行政ネットワーク(LGWAN)を介した結合
結合の開始時期と期間	令和6年10月 利用及び情報連携開始(予定)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

件名 社会保障・税番号制度の導入に伴う団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバの開発等に係る業務の委託について(事務の追加)

※太字ゴシック(下線)が、平成27年度第9回情報公開・個人情報保護審議会報告済の内容からの変更箇所

保有課(担当課)	生活福祉課及び保護担当課、子ども家庭課、情報システム課 ※追加する事務の担当課 ①生活福祉課及び保護担当課、②子ども家庭課
登録業務の名称	別表第2及び利用条例に係る情報連携
委託先	日本電気株式会社(プロポーザル方式による特命随意契約) 【プライバシーマーク取得】 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27000)認証取得
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 別表第2及び利用条例第3条・第4条に定める事務の対象となる新宿区の基本台帳に記録されている住民及び住民登録外者 ※追加する事務の対象者 ①外国人生活保護受給者 ②「新宿区子どもの医療費の助成に関する条例」第3条に規定する助成を受ける資格のある子ども 2 追加する情報項目 資料65-1及び資料65-2のとおり ※ 内閣官房が定める団体内都合宛名等システムと新宿区自治体中間サーバとの情報連携に必要な情報項目(データ標準レイアウト)
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体
委託理由	1 区における団体内統合宛名等システムの整備に際し、ITに係る高い技術力と様々な実績及び提案力を持つ事業者、基本設計・詳細設計及び開発等の業務を委託することで、様々な情報システムとの複雑かつ高度な情報連携が求められる団体内統合宛名等システムの円滑な稼働及び運用を行う。 2 団体内統合宛名等システムの整備に係る事業者の選定にあたり、公募によるプロポーザル(企画提案・評価)を行った結果、当該委託先が最良な企画提案を行った事業者として選定された。
委託の内容	1 次に掲げる事項に係る団体内都合宛名等システムの開発 (1) 宛名情報(氏名、住所、年齢、性別等)・各種業務情報の管理機能の整備 (2) 個人番号・符号(他自治体との情報連携に必要な番号)・処理通番等の情報連携管理機能の整備 (3) 団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバ間の情報連携機能の整備 (4) 利用者管理・認証・暗号化・アクセス制御・ログ管理機能等の整備 2 次に掲げる事項に係る新宿区自治体中間サーバの整備(※ソフトウェアは、総務省が開発) (1) 各種業務情報の管理機能の整備 (2) 符号・処理通番等の情報連携管理機能の整備 (3) 新宿区自治体中間サーバ及び国・他自治体等の中間サーバ間の情報連

	携機能の整備 (4) 利用者管理・認証・暗号化・アクセス制御・ログ管理機能等の整備 3 団体内統合宛名等システム及び新宿区自治体中間サーバの保守 (1) 稼働監視 (2) 故障・障害対応 (3) プログラム不具合対応等
委託の開始時期及び期限	令和6年10月 利用及び情報連携開始(予定)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり